

平成 27 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社マミーマート
代表者名 代表取締役社長 岩崎 裕文
(JASDAQ コード番号 9823)
問合せ先 執行役員総合企画室長 青木 繁
(TEL. 048-654-2516)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 50 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる対象者が変更されたため、現行定款第 26 条第 2 項および第 34 条第 2 項に所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第 26 条第 2 項の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 26 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第 34 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第 34 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 変更の日程

平成 27 年 12 月 18 日 定款変更の為の株主総会開催予定日
平成 27 年 12 月 18 日 定款変更の効力発生日

以 上